

①「地方議会が進める主権者教育事例集」から抜粋

市の事例

山梨県甲州市議会

市内全小中学校での出前キャリア教育授業



POINT / 取組の概要

- 全議員17名が6つのグループ(3名1組)に別れて、市内の全小中学校(小学校13校・中学校4校)に出向き、議会の仕組みなどについて説明した後、児童生徒からの質問に答える出前授業を実施した。
- 子ども議会に代表児童生徒を選出する市内の小学6年生・中学3年生全員を対象に、各教室で出前授業を行った。

はじめたきっかけ

投票率低下など若者の政治離れが進んでいる現状から、子ども議会の開催方法を検討していた。そのような中、学校側から主権者教育として、出前講座を子ども議会の前に行ってほしいとの意見が出たことを踏まえ、キャリア教育授業の出前授業を行うこととした。

開催に向けた準備

議会の段取り

- 議会改革研究会内で子ども議会を進めていくチームを決め、主権者教育の内容について検討
- 校長会での議論を踏まえ、議員全員協議会で、子ども議会研究会の立ち上げを承認
- 議員全員協議会で、子ども議会研究会の議員がキャリア教育授業の実施を説明し、全議員を3名1組とする6つのグループ(子ども議会研究会のメンバーがリーダー)を決定
- 子ども議会研究会の中で当日の役割や授業内容などを決定し、グループごとに流れなどを確認し、当日までに練習を行う。

議員定数と市内の小中学校が17と同じため、子ども議会に各校の児童生徒の代表者を選出してほしいことや、それに先立ち全校で出前授業を行うことについて教育委員会や校長会で了承を得る。

- 子ども議会研究会の議員が、各学校に出前授業の日程調整を実施した。なお、各学校との調整には教育委員会に間に入ってもらう。
- 開催日決定後の各学校との調整は、担当グループが個別に行う。

報道対応

- 開催前に、CATVや新聞社へ開催連絡を行い、開催日は取材対応し、後日CATVで放送された。

教育委員会及び校長会との調整

- 子ども議会開催について教育長と話をする中で、校長会との協議が重要との意見があり、議員が校長会に出席して、子ども議会の内容やキャリア教育授業について何度も協議を行う。

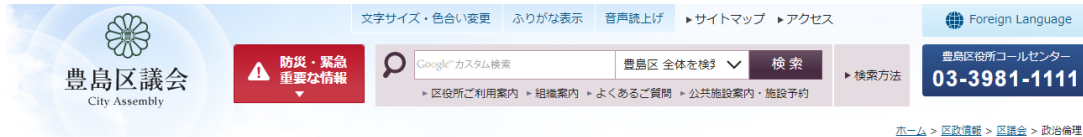
質問時使用パネル

議長会好事例
参考に推進を

区議会主権者教育
議長ら出前講座を!



①政治倫理規定の事例(豊島区議会)



政治倫理

豊島区議会議員の政治倫理に関する条例を制定しました

令和6年5月27日に開催された令和6年第3回臨時会において、「豊島区議会議員の政治倫理に関する条例」を全会一致で可決しました。
本条例は、議員活動の行動規程及び区民に対する説明責任等を定め、公正で開かれた民主的な区政の発展に寄与することを目的としています。

※ 条例制定までの経緯

条例制定に当たっては、令和4年9月に政治倫理検討会を設置し、これまで計14回の協議を重ねてきました。また、全議員による政治倫理に関する議員研修会も2回開催し、政治倫理に関する理解を深めてきました。

さらに、令和6年2月15日から3月15日まで、条例案に対するパブリックコメントを実施し、区民の皆様から様々なご意見をお聴きいたしました。
これらの過程を経て、「豊島区議会議員の政治倫理に関する条例」(案)を取りまとめ、令和6年第3回臨時会に議員提出議案として上程し、全会一致で可決しました。

【※】検討経過等は下記リンク先よりご覧いただけます。

[これまでの検討経過](#)

※ 条例の主な内容

1 議会の役割 (第2条)

議会は、この条例の目的を達成するため、議員の政治倫理向上に資する取組を進めるとともに、議員活動の公平性及び透明性を確保しなければなりません。

2 議員の責務 (第3条)

議員は、区民の代表として区政にかかわる権能と責務を深く自覚し、政治倫理規程及び法令、条例等を遵守して活動しなければなりません。

3 区民の役割 (第4条)

区民は、議員に対し、政治倫理規程を逸脱する行為を求めてはなりません。

4 議員の行動規範

議員は次の(1)～(4)までの事項を遵守しなければなりません。また、政治倫理規程に反する事実があるとの指摘を受けたときは、真相を明らかにし、説明責任を果たさなければなりません。

(1)政治倫理規程 (第5条)

- 信用失墜行為の禁止
- 地位を利用した金品授受の禁止
- 道義的批判を受ける寄附(献金)の自粛
- 不当(不正)な影響力の行使の禁止
- 反社会的な団体等との関わりの禁止
- 人権侵害のおそれのある行為の禁止

(2)兼業の報告義務 (第6条)

議員は、自らが主として収益事業を営む場合又は自らが主として収益事業を営む法人等の役員等に就いた場合には、議長に対し、速やかに兼業報告書を提出しなければなりません。

(3)請負及び指定管理に係る義務 (第7条)

議員は、区に対して請負をする場合又は区から指定管理者の指定を受ける場合は、法令、条例等を遵守し、かつ区民に疑念を生じさせないよう努めなければなりません。

(4)請負の報告義務 (第8条)

議員は、自らが事業を営んでいる場合の当該事業、又は当該議員が役員等に就いている法人等の事業のうち、前会計年度における区に対する請負がある場合は、議長に対し、速やかに請負状況等報告書を提出しなければなりません。

5 報告書等の閲覧 (第9条)

兼業報告書及び請負状況等報告書等は、区民が閲覧することができます。

6 調査請求について (第10条)

議員が政治倫理規程や法令等に違反した疑いがあるときは、議長に対して調査請求をすることができます。

(1) 調査請求をすることができる者

区民：18歳以上の区民で100人以上の連署(署名)が必要です。

議員：議員定数の8分の1以上(異なる2以上の、会派(2人以上の議員で構成する政策集団をいう。)又は会派に属さない議員で構成されている場合に限る。)の連署(署名)が必要です。

(2) 調査請求をすることができる期間

事実を知った日から3か月経過すると、原則、調査請求をすることができません。

行為の日から1年を経過すると、原則、調査請求をすることができません。

7 政治倫理調査特別委員会 (第11条、第12条)

適正な調査請求が提起されたときは、議会の議決により、政治倫理調査特別委員会を設置し、当該調査請求に係る事案の審査を同委員会に付託します。

同委員会は、遵守義務違反行為の存否及び措置について審査及び報告します。

8 遵守義務違反行為に対する措置 (第13条)

対象議員に遵守義務違反行為があると認められた場合の措置は、次のとおりとなります。

- 議場における議長注意
- 議場における対象者の謝罪文朗読
- 一定期間の出席停止勧告
- 当該議員が就任している役職の辞任勧告
- 議員辞職勧告

9 結果の公表 (第14条)

議長は、議決後、速やかに請求代表者に審査結果を送付し、概要を区議会だより等で公表することとしています。

質問時使用パネル

港区議会倫理規定

近隣区条例参考に!

SNS等議会外活動

行動規範を定め

The illustration depicts a person in a blue shirt looking at a document. The document is surrounded by flames and several black ghostly figures with white eyes, suggesting a warning or a negative consequence of not following the rules.